

第2章

指定福祉避難所の確保

第2章では、市町において指定福祉避難所をあらかじめ確保し、周知するための取組の進め方やポイントについて、事例を交えて説明します。

記載内容をもとに、市町の状況を踏まえながら、指定福祉避難所に関する市町としての考え方を検討・整理しましょう。

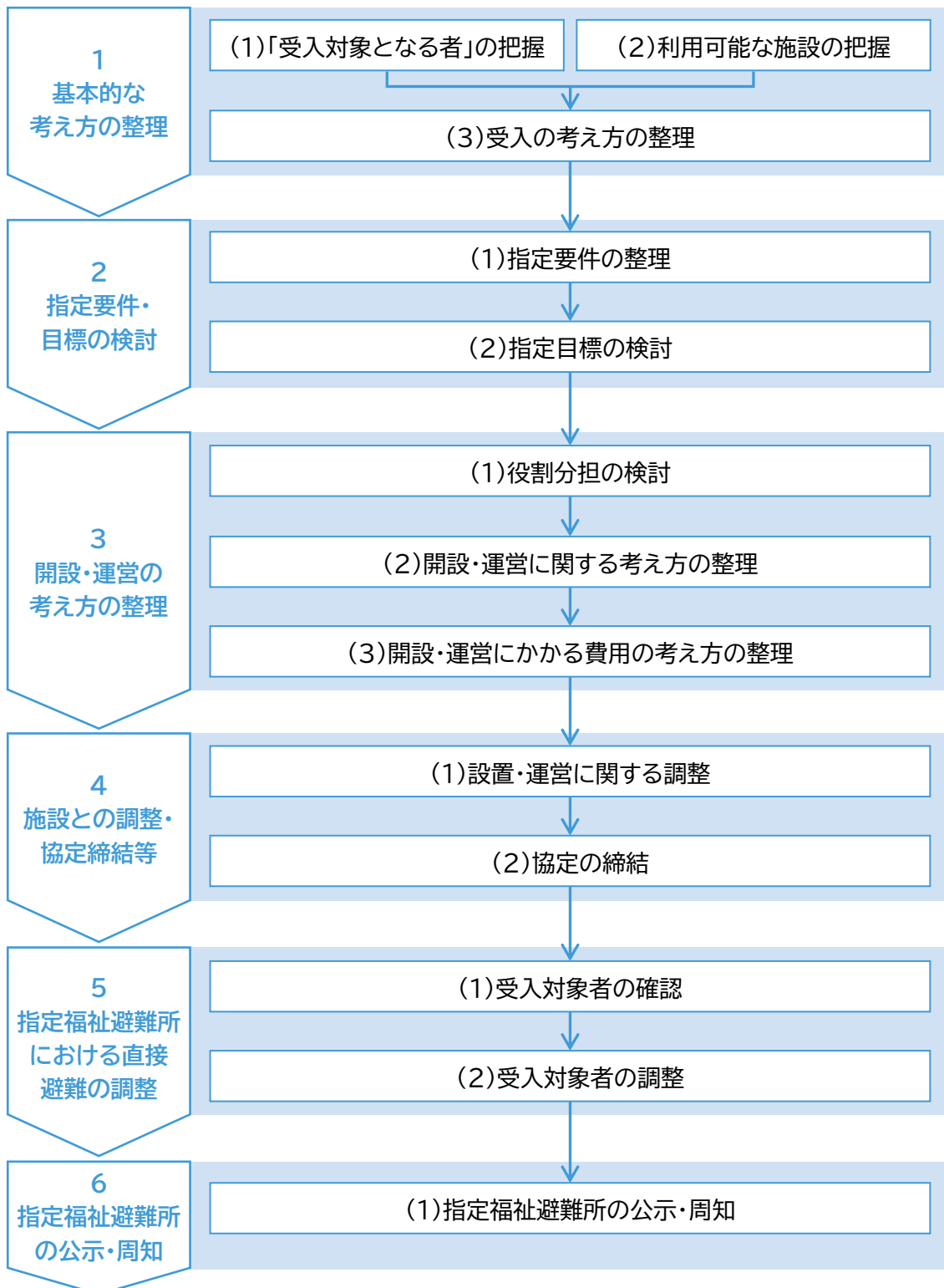
第2章 目次

「指定福祉避難所の確保」流れと主な取組	16
1. 基本的な考え方の整理	18
(1) 「受入対象となる者」の把握	18
(2) 利用可能な施設の把握	20
(3) 受入れの考え方の整理	22
2. 指定要件・目標の検討	26
(1) 指定要件の整理	26
(2) 指定目標の検討	28
3. 開設・運営の考え方の整理	30
(1) 役割分担の検討	30
(2) 開設・運営に関する考えの検討	32
(3) 開設・運営にかかる費用の考え方の検討	42
4. 施設との調整・協定締結等	44
(1) 設置・運営に関する調整	44
(2) 協定の締結	45
5. 指定福祉避難所における受入れの調整	46
(1) 受入対象者の確認	46
(2) 受入対象者の調整	47
6. 指定福祉避難所の公示・周知	48
(1) 指定福祉避難所の公示・周知	48

「指定福祉避難所の確保」流れと主な取組

市町で進める「指定福祉避難所の確保」にあたり求められる主な取組とその基本的な流れについて、次のとおり示します。

〈「指定福祉避難所の確保」に向けた主な取組とその流れ〉



左図1～6の各段階における取組概要は次のとおりです。詳細は次ページ以降を参照ください。

〈「指定福祉避難所の確保」における取組概要〉

1. 基本的な考え方の整理

- 要配慮者と必要な支援との関係を理解しながら、市町としての「受入対象となる者」を確認します。
- 各施設において主に受入対象となる者と、各施設の特徴(長所・課題など)への理解を深めながら、市町において「対象となる施設」を確認します。
- 「受入対象となる者」を最大規模の受入対象数として、その人数を「利用可能な施設」へ受入れることを目標とした受入可能性を検討し、市町としての受入れの考え方及び避難の流れを整理します。

2. 指定要件・目標の検討

- 災害対策基本法の基準を踏まえ、指定要件を検討・整理します。
- 「施設等の分布状況」や「自然災害リスクと施設等との関係」を踏まえ、指定福祉避難所を開設する候補となる施設を整理します。

3. 開設・運営の考え方の整理

- 指定福祉避難所の開設・運営における流れと市町・施設の相互の役割を確認の上、平常時・災害時のそれぞれで整理します。
- 開設・運営に関する考え方として、「受入環境」、「連絡体制」、「移送体制」、「支援人材」、「物資・器材」について検討・整理します。
- 開設・運営にかかる費用の考え方を検討し、あらかじめ定めておきます。

4. 施設との調整・協定締結等

- 指定候補となる施設の受入体制に関する状況を確認し、協議しながら利用条件を設定します。
- 市町であらかじめ整理した考え方をもとに調整し、施設と協定を締結します。

5. 指定福祉避難所における直接避難の調整

- 直接避難すべき対象者を抽出し、直接避難するための避難先(受入対象施設)を検討します。
- 直接避難を希望する対象者を確認し、本人や家族等の意向を踏まえて、受入先の施設と調整します。

6. 指定福祉避難所の公示・周知

- 指定福祉避難所の受入対象者を調整の上、指定福祉避難所として公示・周知し、指定福祉避難所に関する理解を図ります。

1. 基本的な考え方の整理

指定福祉避難所の受入対象となる「要配慮者」と、指定福祉避難所として利用可能な「施設」を把握して、「指定福祉避難所」を確保するための市町の基本的な考え方を整理します。

(1) 「受入対象となる者」の把握

① 受入対象となる者を確認する

指定福祉避難所の受入対象となる者は、「要配慮者」のうち「身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者」が基本です。具体的には、次の者が考えられます。

【受入対象となる者】 ※次の対象及びその家族まで含めて差し支えない

- 高齢者(一人暮らし、高齢者のみ世帯 等)
- 障害者(身体障害者(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由 等)、知的障害者、精神障害者 等)
- 妊産婦
- 乳幼児
- 医療的ケアを必要とする者(人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な者)
- 病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者



特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として指定福祉避難所の受入対象とはなっていません。

要配慮者と必要な支援との関係を理解しながら、市町としての受入対象となる者を確認しましょう！

表2-1-1:要配慮者と必要な支援との関係

要配慮者の例		必要な支援の例
身体障害者	視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ● 音声による情報伝達や状況説明が必要 ● 場所を移動する場合には、本人の意向の確認が必要
	聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚情報(文字、絵図等)を活用した情報伝達や状況説明が不可欠 ● できれば手話通訳者等の協力を得ることが望ましい
	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす等の福祉用具の利用者も利用できるトイレや通路等の設備が必要 ● 介助者等による介助が必要な場合がある(重度の場合には不可欠)
知的障害者		<ul style="list-style-type: none"> ● 穏やかに、ゆっくりと、簡潔な言葉で、説明する ● 本人の理解者がそばにいと、本人を安心させ適切な行動につなげやすい
自閉症・発達障害		<ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりの特性が異なることから、特性や必要な配慮について本人や家族等に確認する必要がある
精神障害者		<ul style="list-style-type: none"> ● 継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要
高齢者(一人暮らし、高齢者のみ世帯 等)		<ul style="list-style-type: none"> ● 情報伝達や避難行動に支援を要する場合がある ● 避難所生活において体調の変化に留意する必要がある
在宅の難病患者(人工呼吸器等)、医療ケアを必要とする者		<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの疾患の特性に対応した、継続的な医療の確保が必要 ● 必要に応じて指定福祉避難所や、医療機関等への移送を検討する
妊産婦		<ul style="list-style-type: none"> ● 身体に配慮した適切な誘導等が必要 ● 避難所では、妊産婦の体調の変化に留意し、配慮した対応が必要
乳幼児		<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者等による適切な誘導が必要 ● 避難所では、乳幼児・児童の特性や育児等に配慮した対応が必要

② 受入対象となる者の概数を把握する

住民基本台帳や要介護認定者の認定情報、障害支援区分等審査会の認定情報など市町が収集している要配慮者に関する各種情報や「要配慮者」のことをよく知る人や団体から得られる情報をもとに、市町における受入対象者の概数(家族を含めてよい)を把握します。

【把握のもとになる各種情報の例】

- 住民基本台帳
- 避難行動要支援者名簿
- 個別避難計画
- 要介護認定者の認定情報
- 障害支援区分等審査会の認定情報
- 障害総合支援法や児童福祉法に基づく障害児・者サービスの請求情報等
- 母子健康手帳の交付情報

point



要配慮者をよく知る人や団体からの情報を得て、「抜け・落ち・漏れ」ない把握を！

- ✓ 「受入対象となる者」について、市町にある情報から全てを把握できるわけではありません。市町において、「抜け・落ち・漏れ」なく把握するためには、次のような「要配慮者」のことをよく知る人や団体からの情報も得る必要があります。

【要配慮者をよく知る人や団体の例】

- 民生委員・児童委員
- 身体障害者相談員
- 知的障害者相談員
- 障害者団体
- 難病・小児慢性特定疾患患者団体
- 地縁団体
- 相談支援機関 等

③ 受入対象となる者の現況を整理する

現況等の把握が可能であるものについては、住所、氏名、心身の状況、家族、介助者の状況、居住場所の自然災害リスクなどについて把握し、整理します。

その上で、介護区分や障害の程度など、受入対象者の「種類・程度」に応じた概数を整理します。

また、住所地が自然災害リスクが高い場所にある対象者の概数についても整理します。

区分・程度		受入対象となる者の概数	災害リスクあり(数)			
			地震	土砂	浸水	
高齢者	要支援	254	100	81	95	
	要介護	1・2	286	54	106	128
		3	110	78	47	36
		4	83	12	19	39
		5	59	27	3	26
独居のみ	538		165	197		
障害者	身体	1・2			28	
		3~7			11	
	知的	A・㉠		3	16	
		B・㉡	48	25	23	
	精神	1	13	5		
2		15	8			

この表の区分を参考に、整理してみよう！

(2) 利用可能な施設の把握

① 対象となる施設を確認する

指定福祉避難所として利用可能な施設としては、社会福祉施設等のように現況において要配慮者の避難(滞在)が可能な施設のほか、一般避難所のように現況では指定福祉避難所としての機能を有していない場合でも、機能を整備することを前提に利用可能な場合も含まれます。具体的には、次の施設が考えられます。

【利用対象となる施設例】

- 高齢者施設(入所施設、通所施設)
- 障害者施設(入所施設、通所施設)
- 小中学校・公民館
- 特別支援学校
- その他社会福祉施設
- 公的施設(コミュニティセンター、保健センター、防災センター等)
- 各種学校施設等
- 宿泊施設

各施設の特徴(長所・課題など)への理解を深めながら、市町における対象施設について確認しましょう！

表2-1-2:対象となる施設と特徴の整理

施設の例	特徴(長所/課題など)	受入対象となる者の例 ※各市町により定める
入所施設(高齢者施設、障害者施設)	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資・器材、人材が一定程度整っている ● 避難者の受入れによって、既存入所者への対応に支障をきたすことを防ぐため、専門職など不足する人員を確保する必要がある 	高齢者、障害者(介護を必要とする方、一人暮らし、高齢者のみ世帯、日頃から施設を利用している方等)
通所施設(高齢者施設、障害者施設)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本来の施設機能が停止する場合、福祉避難所を開設できる 	知的障害者、精神障害者、就学している障害児
放課後デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間経過に伴って、本来の施設機能を取り戻すため、福祉避難所を早めに解消する必要がある ● 夜間の対応についても検討する必要がある 	
公的施設(コミュニティセンター、保健センター等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般の避難所として指定が進んでおり、福祉避難所確保の交渉がしやすい ● 器材の準備や人員確保などに時間がかかるため、庁外組織などの運営体制を確保する必要がある 	高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者
小中学校・公民館	<ul style="list-style-type: none"> ● 開設が長期化した場合、施設の通常運用に支障が出る可能性を踏まえ、事前に関係部局等と調整する 	
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 在校生やその家族などが慣れ親しんでいる場所に避難することで安心感を持てる ● 障害種別に応じてバリアフリー化されている ● 人材の確保や備蓄等を支援する必要がある ● 開設が長期化した場合、施設の通常運用に支障が出る可能性を踏まえ、事前に関係部局等と調整する 	特別支援学校の在学学生、障害のある未就学児
学校施設等	<ul style="list-style-type: none"> ● 開設が長期化した場合、施設の通常運用に支障が出る可能性を踏まえ、事前に関係部局等と調整する 	妊産婦、乳幼児
宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊機能がすでに確保されている ● 必ずしもバリアフリーになっていない ● 生活支援を提供する人材の確保・派遣が必要である 	自立している高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者
その他 救護施設、体育館 など		

② 対象となる施設の概数を確認する

市町で管理している施設など公共施設に係る情報や、民間による社会福祉施設等の情報をもとに、対象となる施設を洗い出し、その概数を把握します。

市町の施設に関する情報は所管課への確認等を通じて把握できます。高齢者施設及び障害者施設については、次のリンクURLからも確認できます。

【施設情報のリンクURL】

- 厚生労働省ホームページ「介護事業所・生活関連情報検索」
kaigokensaku.mhlw.go.jp/
- 広島県ホームページ「施設一覧」
pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/shishetsuithiran-30nendo.html
- WAM NET(独立行政法人福祉医療機構)「障害福祉サービス等情報検索」
wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/

point



市町管理外の施設や「デイサービス」に限った施設なども対象に！

- ✓ 利用可能な施設の中には、県が管理している施設や民間施設もあります。管理外であるということや、所管地域から外れるということから除外して考えるのではなく、様々な施設を対象に把握を行いましょ。
- ✓ 過去には、災害対応にあたって、デイサービスセンターに福祉避難所を設置した事例もあります。平常時の施設の機能によって除外するのではなく、対象として把握しておきましょう。



現状では指定福祉避難所としての機能を有していない場合でも、機能を整備することを前提に利用可能な場合を含めて、利用対象となる施設を洗い出します。

③ 対象となる施設の現況を整理する

把握した施設について、各施設の名称や所有者・管理者、所在地と自然災害リスク、把握できる範囲で使用可能なスペース(受入能力、容量)や建物・設備の状況など、施設の現況を整理します。

表2-1-3:施設における自然災害リスクの調査のイメージ

地区	施設名		災害リスクの有無								
	区分	施設名	地震災害		土砂災害			浸水害			
			旧耐震	新耐震	レッド	イエロー	区域外	区域内	区域外	2階以上	
A	高齢者	老人保健		○		○				○	

その上で、右表を参考に、施設の「種類」に応じた、利用可能な施設の概数を整理します。

また、地震や土砂災害等、各種自然災害リスクの高い場所にある施設の概数についても整理します。

施設	種類	数	災害リスク低(数)		
			地震	土砂	浸水
高齢者施設		18	17	11	5
障害者施設		9	7	5	5

(3) 受入れの考え方の整理

① 受入可能性を検討する

把握した「受入対象となる者」と「利用可能な施設」から最大規模の受入対象者数を「利用可能な施設」へ受入れることを目標に、受入可能性を検討します。

表2-1-4:受入対象となる者の区分・程度による現況整理の例

区分・程度	受入対象となる者の概数(最大)	災害リスクあり(数)				
		地震	土砂	浸水		
高齢者	要支援	254	100	81	95	
要介護	1・2	286	54	76	128	
	3	110	78	47	36	
	4	83	12	13	39	
	5	59	27	3	26	
	独居・のみ	532	192	173	197	
障害者	身体	1・2	76	3	12	28
		3~7	32	6	8	11
	知的	A・A	35	28	3	16
		B・B	48	25	23	20
	精神	1	13	5	9	2
		2	15	8	9	4
		3	38	5	15	14
		内部	29	2	8	6
		医ケア・難病	25	2	6	18
		乳幼児	299	96	27	142
	妊産婦	247	92	34	115	

表2-1-5:利用可能な施設の現況整理の例

施設		受入想定人数の概数		災害リスク低(施設数)					
種類	数	1施設あたり	全体	地震		土砂		浸水	
				人数	人数	人数	人数		
高齢者施設	32	5	160	29	145	17	85	6	30
障害者施設	18	3	54	16	48	11	33	8	24
公的施設	4	20	80	4	80	4	80	2	40
小中学校・公民館	11	30	330	9	270	10	300	5	150
特別支援学校	1	20	20	1	20	1	20	1	20
看護学校・大学	1	20	20	1	20	1	20	0	0
宿泊施設	6	5	30	4	20	4	20	3	15
その他	9	2	18	7	14	5	10	5	10
一般避難所(要配慮者スペース)	12	20	240	10	200	9	180	6	120

「受入対象者」の全てが、個々の心身の状況に適した「利用可能な施設」へ避難できるよう関連づけられることが望まれますが、施設の絶対数の不足や、心身の状況に合わせた施設の不足など、必ずしもそのバランスが整うとは限らないため、次のような流れで検討します。

1 受入対象となる者の“概数”と利用可能な施設の受入想定人数の“概数”との関係を確認する

受入対象となる者と利用可能な施設における受入想定人数の概数を照らし合わせ、過不足を確認します。

2 受入対象となる者の“区分・程度”と利用可能な施設の“概数”との関係から検討する

1の結果、受入数が不足した場合には、受入対象者の区分・程度ごとの概数と、利用可能な施設の概数を照らし合わせ、より関連性の高い対象者の受入れなどを検討します。これにより、指定福祉避難所での受入れが難しい対象者の概数も明らかにします。



自然災害リスクを考慮した考え方もある！

- ✓ 1施設あたりの受入人数の概数については、市町内のいくつかの施設に電話で問い合わせる等した上で設定します。
- ✓ 受入対象となる者の居住場所の自然災害リスクと、利用可能な施設の自然災害リスクを照らし合わせ、自然災害リスクがより高い(避難の緊急性が高い)地域の居住者から検討するなどの考え方もあります。

② 受入れの考え方を整理する

「①受入可能性を検討する」の結果を踏まえ、指定福祉避難所での受入れが難しい対象者に対してどのように対応するかを含め、市町としての受入れの考え方を整理します。

次のような事例を参考にしながら、受入れの対象区分を検討しましょう。

事例 緊急性による整理

緊急性	入院加療	医療機関
	緊急入所施設 (短期入所)	特別養護老人ホーム 障がい者福祉施設(入所) (緊急入所可能施設)
	福祉(子ども) 避難所	特別養護老人ホーム 障がい者福祉施設、大学 特別支援学校 または ホテル、旅館等宿泊施設
	指定避難所等	小・中学校、高校、大学の体育館等のほか公民館等の避難場所 体育館の一部スペースや教室等を利用した福祉避難所
	対象者数	

図2-1-1:福祉避難所等の対象者区分表

熊本市では、受入れる施設の種類を分類し、本人の状態や状況、介助の必要性等の緊急性をもとに、要配慮者のトリアージを行い、福祉避難所で受入れる方を判断しています。

トリアージの結果、福祉避難所で受入れない方については、緊急性の低い方は学校の体育館等の一般の避難所における要配慮者スペースで受入れ、緊急性の高い方を緊急入所として受入れるほか、医療機関への搬送により対応することになっています。

事例 受入対象者の程度と施設の特徴による整理

表2-1-6:福祉ニーズの判断基準の例

種類	特徴(長所・短所×)	対象者・想定される配慮等
福祉避難所	福祉避難室 ●小・中学校等 ○自宅に近い。 ×設備が必ずしもユニバーサル対応になっていない。 ×一般の避難者との対応との調整を要する。 ×物置や器材を用意する必要がある。	特別教室や空き教室に開設し、 家族の介助 により避難生活が可能となる要配慮者等 *授乳や乳幼児を持つ母子のための空間確保 *集団での避難生活でリンクを引き起こすおそれがある要配慮者のための空間確保 *体育館等での寝起きが困難な者のための簡易ヘッドの設置による空間確保 *認知症や肢体不自由、その他の理由により家族の介助が必要で、一般の避難所で生活が困難な要配慮者等のための空間確保
	社会福祉施設(公衆) ●保健センター等 ○物置、器材、人材や設備が整っている。 ○開設が比較的早い。 ×受入れ人数に限りがある。 ×避難が長期化すると本来業務に支障をきたす可能性あり。	家族の介助を中心に、避難所スタッフによる補助的な介助 により避難生活が可能となる要配慮者 医療・介護サービスまでは要しない要配慮者 で福祉避難室では生活が困難な者
	社会福祉施設(入所施設) <民間> ●介護老人福祉施設・障害者支援施設等 ○物置、器材、人材や設備が整っている。 ○専門的なスタッフの補助的な支援が受けられる。 ×開設の調整に時間を要する。 ×受入れ人数に限りがある。 ×避難が長期化すると本来業務に支障をきたす可能性あり。	*家族による介助を中心に、専門スタッフによる介助を必要としているおむねな程度の身体障害者または要介護状態にある要配慮者への生活環境の確保 *精神障害等により一般避難所での共同生活が困難な要配慮者への、本人と家族(および同様の要配慮者)による生活環境の確保
	社会福祉施設(通所施設) <民間> ●アクト・センター等 ○専門的なスタッフの補助的な支援が受けられる。 ×本来の通所施設としての機能が災害により停止する場合には、指定福祉避難所として機能することができ。 ×開設の調整に時間を要する。 ×受入れ人数に限りがある。 ×避難が長期化すると本来業務に支障をきたす可能性あり。	
特別支援学校	○在校生やその家族などにとって、慣れ親しんでいる場所に避難することで安心感がもてる。 ×個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、人材の確保や備蓄等について支援を行うことが必要。 ×避難が長期化すると本来業務に支障をきたす可能性あり。	特別支援学校の在校生・卒業生等やその家族
宿泊施設	○宿泊機能が整備されている。 ×福祉サービスを提供する人材の確保・派遣に支障をきたす可能性あり。 ×観光コース等においては、長期的利用が困難な場合あり。	
緊急入所・緊急入院 ※災害救助法の対象外	○専門的なサービスが受けられる。 ×受入れ人数に限りがある。 ×被災者の自己負担が発生する場合あり。	福祉避難所での避難生活が困難で、 医療機関による治療や、専門的な器材とスタッフによる介助 を必要とする要配慮者 *医療機関への緊急入院 *介護老人福祉施設や障害者支援施設への緊急入所

兵庫県ガイドラインでは、施設の長所や短所を考慮し、受入対象者の程度に合わせて、施設を「重度⇄軽度」で整理しています。その上で、それぞれの受入対象者と必要な配慮や支援を想定しています。

③ 避難の流れを整理する

受入れの考え方を踏まえ、「受入対象者」の特性や程度に応じた具体的な避難の流れを整理します。

避難の流れは、自宅から指定福祉避難所や福祉施設・病院、一般の避難所、要配慮者等スペースへ避難する場合や、一般の避難所や要配慮者等スペースから指定福祉避難所へ避難する場合などが考えられます。

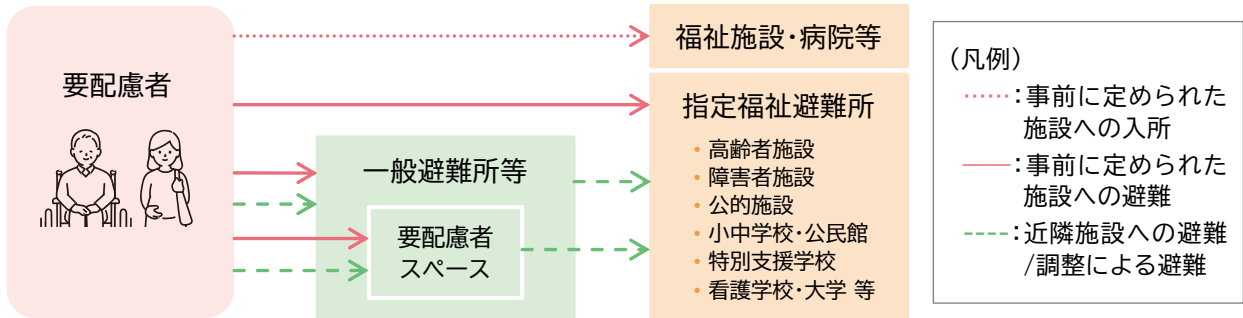


図2-1-2:要配慮者の避難の流れイメージ

! 自宅から指定福祉避難所に直接避難する場合には、当事者と施設側の双方に対して、受入手順等について事前の調整・合意を経なければ、現場の混乱を招いてしまい、また施設運営自体に影響することも懸念されます。指定福祉避難所への避難を事前に定めていない場合には、まず一般の避難所に避難し、必要に応じて指定福祉避難所へ避難する場合があります。

事例 受入対象者の状況に応じた避難様態の整理

京都府福知山市では、心身の状態や避難の困難さを踏まえて、要配慮者を3つのタイプに分け、それぞれの受入れの考え方を整理しています。同時に、本人と施設の調整を行う人や団体も整理しています。

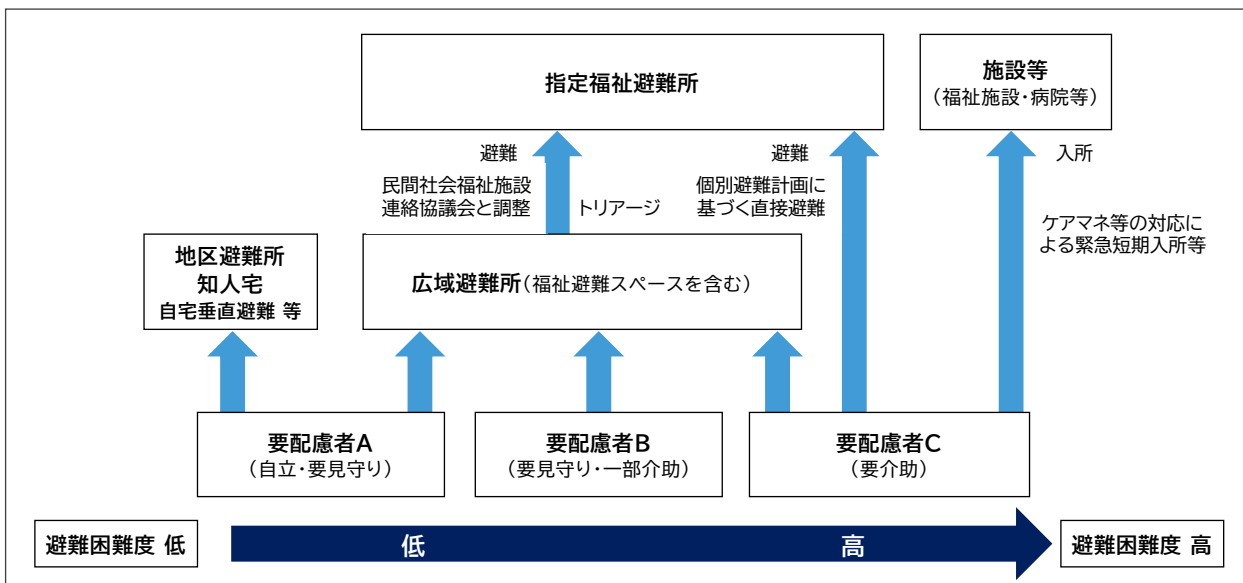


図2-1-3:要配慮者の状況別避難様態のイメージ

④ 市町としての指定福祉避難所確保の考え方をまとめる

指定福祉避難所の確保に関する市町の考え方として、「1. 基本的な考え方の整理」の結果をまとめます。

次のまとめの例を参考に、確保する施設の種類や、要配慮者の避難の流れを整理しましょう。

表2-1-6:市町としての考え方のまとめの例

<p>■ 確保する施設の種類</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者施設(<input checked="" type="checkbox"/> 入所施設 <input checked="" type="checkbox"/> 通所施設) <input checked="" type="checkbox"/> 障害者施設(<input checked="" type="checkbox"/> 入所施設 <input checked="" type="checkbox"/> 通所施設) <input checked="" type="checkbox"/> 公的施設(保健センター、防災センター、コミュニティセンター) <input checked="" type="checkbox"/> 小中学校・公民館 <input type="checkbox"/> 特別支援学校 <input checked="" type="checkbox"/> 看護学校・大学 <input checked="" type="checkbox"/> 宿泊施設 <input checked="" type="checkbox"/> その他(芸術文化ホール、市民体育館、保育園) </p>
<p>■ 要配慮者の避難の流れ</p>	<p>対象者の状態・程度に応じて、福祉施設・病院への避難、指定福祉避難所（高齢者施設・障害者施設）への避難、高齢者施設・障害者施設以外の指定福祉避難所（公的施設・小中学校・特別支援学校・看護学校・大学）への避難、一般避難所等における要配慮者スペースへの避難を行う。</p> <p>(※) 歩行や立ち上がり等の移動や、排せつ、入浴等に介助又は支援が必要な方</p>

point



定期的に情報確認・更新！

- ✓ 心身状態の変化や転居などの本人情報や、施設の機能や規模は変化していきます。そのため、市町内の受入対象となる方の概数や利用可能な施設も変動することを考慮し、定期的に確認・更新する必要があることに留意します。
- ✓ より多くの対象者を受入れるため、受入施設の拡大や、一般の避難所における要配慮者等スペースの整備を進める必要があります。
- ✓ 場合によっては、近隣市町と調整し、広域的に施設を確保することも考えられます。

2. 指定要件・目標の検討

指定福祉避難所の「指定基準」を踏まえて、市町として指定福祉避難所の確保にあたっての「指定要件」を整理し、「指定目標」を検討することで、指定候補となる施設を明らかにします。

(1) 指定要件の整理

①災害対策基本法の基準を確認する

指定福祉避難所は、災害対策基本法、同施行令、同施行規則で定められている基準を満たす必要があります。指定福祉避難所は、次の①～⑤を満たす施設を指定することとされており、具体的には、次のことが指定基準とされています。

【災害対策基本法施行令】

- ①被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。【災対法令20条の6第1号】
- ②速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。【災対法令20条6の第2号】
- ③想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。【災対法令20条6の第3号】
- ④車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。【災対法令20条6の第4号】
- ⑤要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について以下の基準に適合するものであること。【災対法令20条6の第5号】
 - i. 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。【災対法規則1条の9第1号】
 - ii. 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。【災対法規則1条の9第2号】
 - iii. 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。【災対法規則1条の9第3号】



指定一般避難所においては、上記①～④のみを満たす必要があります。

point



一定の自然災害リスクがあっても、支援体制が常駐でなくても、指定できる！

- ✓ 全ての自然災害リスクによる影響がない施設だけが、指定福祉避難所とすることができるわけではありません。土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)内に施設がある場合でも、発生した災害の種別に応じて、安全性を確認した上で開設することができるため、指定福祉避難所として指定することが可能です。
- ✓ 指定福祉避難所で避難生活を送る方の相談に乗り、助言や支援を行う生活相談員や福祉関係職員などの専門的な人材を配置する必要がありますが、指定福祉避難所の指定にあたっては、必ずしも常駐の必要はなく、受入対象者の状態に応じて対応することが大切です。

②指定要件を検討・整理する

受入対象者の現状などを踏まえ、市町としての指定福祉避難所の指定にあたり、法律で定められている基準を満たすことを前提に、特に次のことを中心とした要件を整理しておきます。

【指定要件の項目(3つ)】

- a. 施設自体の安全性が確保されていること
- b. 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること
- c. 要配慮者の避難スペースが確保されていること

例えば、次のように要件を整理することができます。

a. 施設自体の安全性が確保されていること	地震	・ 耐震性が確保されていること
	土砂災害	・ 原則として、土砂災害特別警戒区域外であること
	浸水害	・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること
		・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと
b. 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること		<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、バリアフリー化されていること ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等の設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること
c. 要配慮者の避難スペースが確保されていること		・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること

このうち、「b.施設内における要配慮者の安全性が確保されていること」と「c.要配慮者の避難スペースが確保されていること」については、施設の状況を確認した上で検討する必要があります。（「4.施設との調整・協定締結等」で詳しく説明します。）

(2) 指定目標の検討

① 施設等の分布状況を確認する

地図と各施設の所在地情報をもとに、基準・要件を満たすことが見込まれる施設の分布状況を明らかにします。

市町内のエリア(地区や校区など)ごとに施設の種類の分布状況と対象者の居住地を重ねることで、施設への避難が必要な対象者と、受入れるべき施設の関係を確認しやすくします。

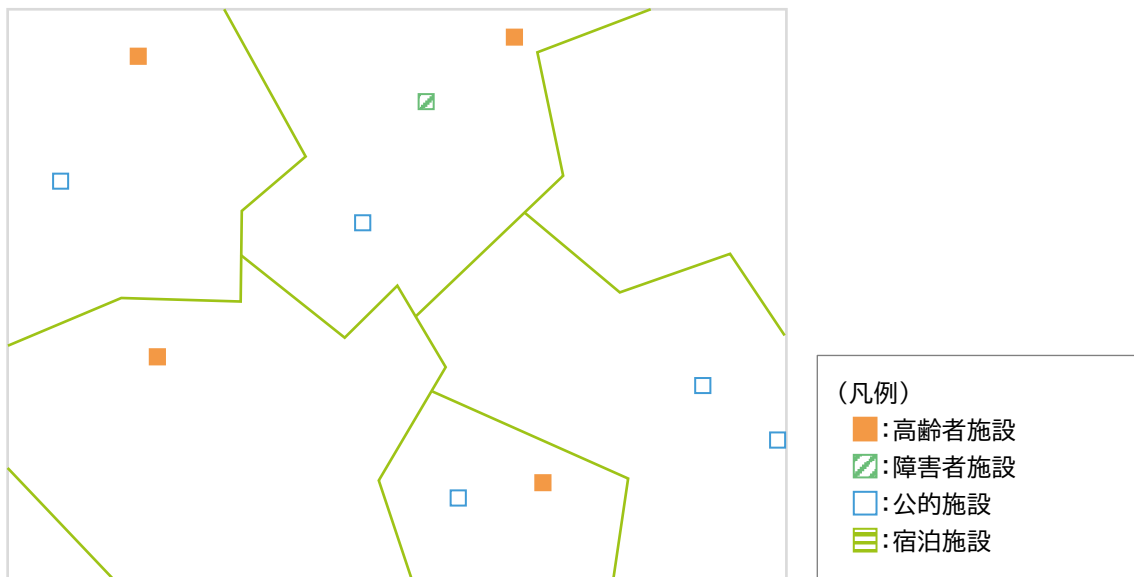
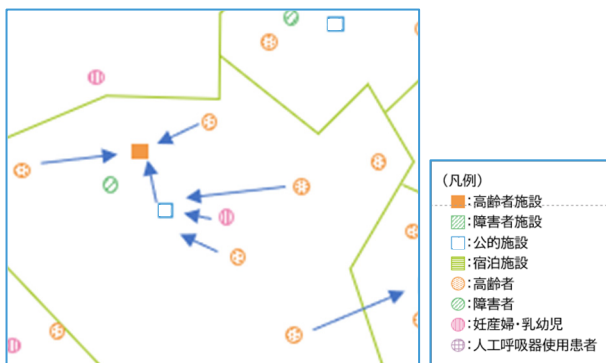


図2-2-1:小学校区ごとの施設分布の整理イメージ



対象者の位置を追加することで、施設と対象者との関係も明らかにでき、距離が離れた施設まで移送するのか、近隣の施設の受入体制を整備するのか、といった検討ができるようになります！



point



本人や家族の「生活圏」や「コミュニティとのつながり」など、バランスを考慮！

- ✓ 指定福祉避難所の受入対象者を検討する上で、受入対象者が必要とする支援や、受入施設の環境などにも配慮しながら、適切な支援が受けられるよう考え方を整理します。
- ✓ 災害時にも、平常時からの地域とのつながりを維持できるようにするため、避難生活を送る上で、本人や家族の生活圏やコミュニティとのつながりにも配慮します。



一般の避難所における要配慮者スペースの整備状況や、地域の要配慮者の状況など、バランスを総合的に踏まえ、指定福祉避難所として指定する施設の候補を選定するとともに、避難の流れを検討します。

② 自然災害リスクと施設等の関係を確認する

ハザードマップなどを活用して、土砂災害の特別警戒区域と警戒区域、洪水浸水想定区域などの自然災害リスクと指定福祉避難所を開設する候補となる施設の関係を整理します。

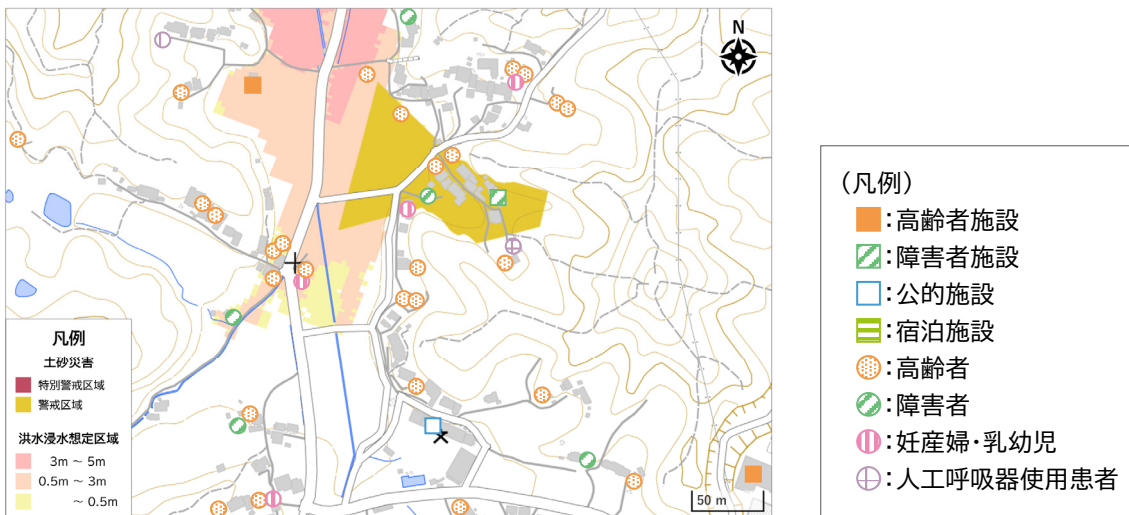


図2-2-2:施設分布の整理イメージ

③ 指定の候補を整理する

施設の分布状況や、施設と自然災害リスクの関係性なども踏まえて、指定福祉避難所を開設する候補となる施設を整理します。

事例 施設ごとに対応する災害を設定

竹原市では、災害種別(土砂災害/洪水災害/津波災害/高潮災害/地震災害)ごとに、指定要件を整理し、各施設がそれぞれの災害に対応するかを設定しています。

表2-2-1:各福祉避難所における対応災害の表記の例

名称	所在地	連絡先	種別	対応災害				
				土砂	洪水	津波	高潮	地震
特別養護老人ホーム〇〇〇	×× * - *	〜〜	高齢者施設			○	○	○
障害福祉サービス事業所△△	×× * * * *	〜〜	障害者施設	○	②	②	○	○

※対応災害の見方

- ◆ 土砂:土砂災害警戒区域等のある施設
- ◆ 洪水、津波、高潮:浸水想定区域の外にある施設
- ◆ 地震:新耐震基準(昭和57年)以降に建てられた施設
- ◆ ②:2階以上に限り安全な施設

災害種別に指定要件を設定しています



平常時に指定福祉避難所として指定するに至らない場合であっても、災害時において緊急的に受入を要する可能性もあることから、利用可能な施設の情報について、データベースとして整備しておきます。

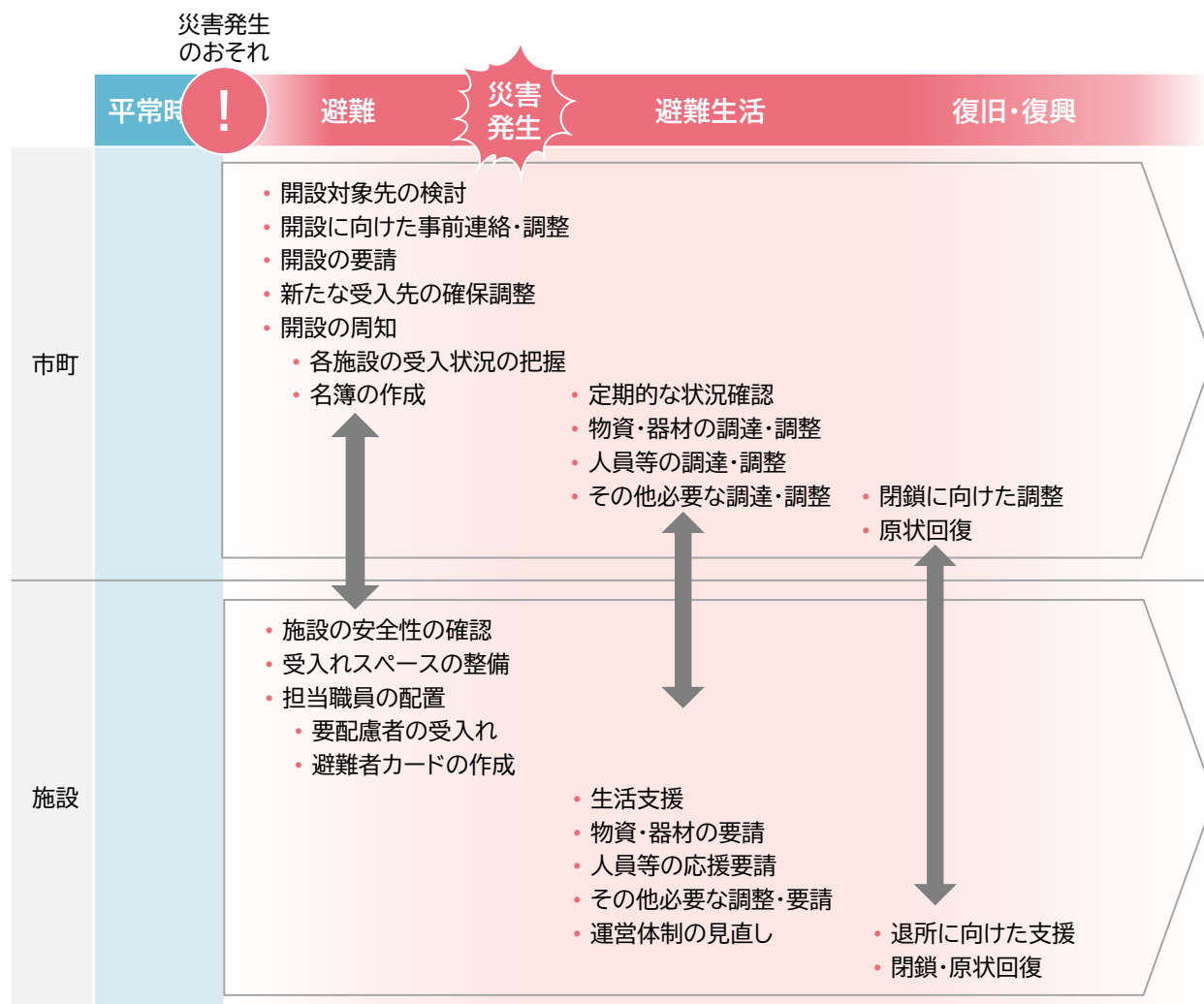
3. 開設・運営の考え方の整理

指定福祉避難所の開設・運営にあたり市町・施設の相互の役割を整理するとともに、市町が関係者と連携し、迅速かつ円滑に対応していく上で、考えておくべきことについて検討・整理します。

(1) 役割分担の検討

① 災害時の市町・施設の対応を確認する

災害発生状況を想定しながら、指定福祉避難所の開設・運営における流れと市町・施設の相互の役割をイメージします。地震時と大雨時とでは、対応の一部が異なるなども想像しておきましょう。



point



大雨時などの避難と、地震発生後の避難は異なる！

- ✓ 大雨時にハザードマップなどで災害危険のある区域にいる場合、区域外の安全な場所に移動し、自然災害リスクの及ばない場所や建物で安全を確保する必要があります。そのため、市町が発令する避難情報を手がかりにして、災害が発生する前に各施設において指定福祉避難所を開設する準備を進め、市町からの要請に応じて、速やかに受入れます。
- ✓ 地震時には、揺れが収まった後に、建物のひびや破損、火災などの施設の被災状況や、設備やライフラインを確認の上、指定福祉避難所の開設が可能と判断された場合には、市町からの要請に応じて受入れます。

② 平常時・災害時の役割を整理する

指定福祉避難所の開設・運営における市町・施設の役割について、平常時・災害時のそれぞれで整理します。災害時はフェーズの変化も考慮しながら、それぞれが取り組むべき事項を明らかにします。

フェーズ		市町	施設
平常時	整備	<ul style="list-style-type: none"> 受入環境の整備支援 物資・器材の整備・管理 	<ul style="list-style-type: none"> 受入環境の整備 物資・器材の整備・保管
	検討	<ul style="list-style-type: none"> 運営支援・管理体制の検討 移送に関する考え方の整理・調整 緊急時の対応の検討・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 運営体制の検討
災害時	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> 開設対象先の検討 開設に向けた事前連絡・調整 開設の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全性の確認
		<ul style="list-style-type: none"> 新たな受入先の確保調整 開設の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 受入スペースの整備 担当職員の配置
	受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の受入状況の把握 名簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の受入れ 避難者カードの作成
	運営	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援
		<ul style="list-style-type: none"> 物資・器材の調達・調整 人員等の調達・調整 その他必要な調達・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 物資・器材の要請 人員等の応援要請 その他必要な調整・要請 運営体制の見直し
	閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 閉鎖に向けた調整 原状回復 	<ul style="list-style-type: none"> 退所に向けた支援 閉鎖・原状回復

(凡例) 受:受入環境 連:連絡体制 移:移送体制 物:物資・器材 人:支援人材

point



市町と施設との間で連携の必要性の高い取組を明らかに！

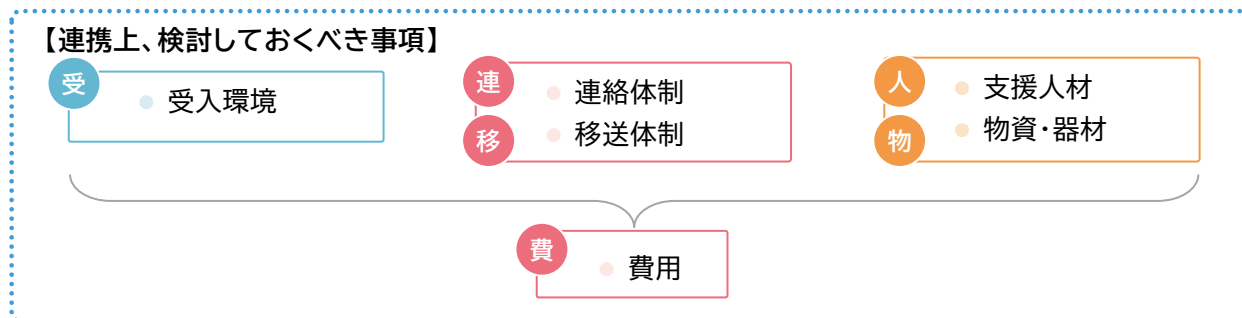
- ✓ 対応上で行われる、「市町と施設間での連絡や情報共有」、「対象者の移送」、運営時に不足する食料や器材等の「物の調達と提供」、支援者など「人の確保と提供」など、市町と施設との間で連携性が高い取組について明らかにします。

(2) 開設・運営に関する考え方の検討

① 市町として定めておくべき事項を検討する

災害発生当初の段階から迅速かつ円滑に指定福祉避難所を開設・運営するために、市町としてあらかじめ定めておくべき事項について、検討・整理しておきます。

検討すべき事項としては、環境や連携体制、費用負担など、次の事項が考えられます。



② 「受入環境」について検討・整理する

施設が機能するためには、施設内における要配慮者の安全性や、受入スペースが確保されている必要があります。次の2つについて検討し、定めておきましょう。

〈受入環境について定めておくこと〉

- スペースの規模
- スペースの状況

受入環境については、
平常時から整備して
おきましょう！



i スペースの規模

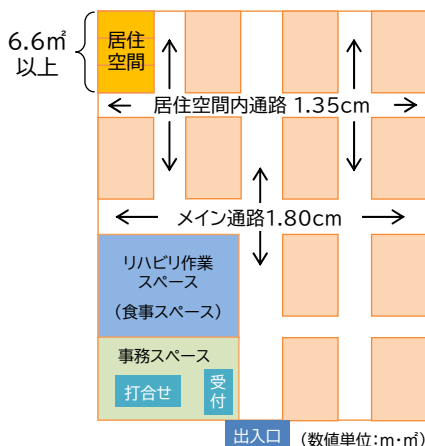
受入スペースを確保するための目安として、要配慮者1人あたりを受入れるために必要な面積を検討し、どのくらいの人数を受入れることができるのかを整理します。

【指定福祉避難所の面積の例】

- 概ね2~4㎡/人とする自治体が多い

【GL】 p.17(指定福祉避難所の指定目標の設定)

事例 公的施設における受入スペースの設定



宮城県石巻市の「石巻市福祉避難所設置・運営マニュアル〔原子力災害対策編〕(平成29年3月)」では、要配慮者の避難スペースとして、公的施設に福祉避難所を設置する場合、次の空間を考慮するよう示しています。

- 1区画あたり、家族分(1名)も含め6.6㎡以上とする
- メイン通路は車いす同士がすれ違える幅180cm、居住空間内通路は車いす単体が通れる幅135cmを確保する
- リハビリテーション作業ができるスペースを可能な限り確保する

◀ 避難スペース確保の例

ii スペースの状況

対象者の受入スペースをどのような状態にしておけばよいかについて整理します。

次の例を参考に、受入対象者の状況に応じて、要配慮者の安全性を確保するために必要な設備等を検討します。

【バリアフリー化の例】

- 段差
- スロープ
- 手すり・誘導装置
- 障害者用トイレ

【施設環境の例】

- 通風・換気の確保
- 冷暖房設備
- 非常用発電機
- 貯水槽
- カームダウンスペース

【情報関連機器の例】

- ラジオ
- テレビ
- 電話
- 無線
- ファクシミリ
- パソコン
- 電光掲示板



現時点でバリアフリー化されていない場合でも、これから機能の整備や物資・器材の備蓄を進める場合には、指定福祉避難所として指定することができます。

【GL】 p.24(指定福祉避難所の施設整備)

point



スペースや設備等の状況は、個別の対象者に合わせて検討！

- ✓ 非常用発電機などが確保されていない避難所へ人工呼吸器装着者などの電源が欠かせない者を受入れる場合には、非常用電源を確保しておく必要があります。医療機関やメーカーと連携した確保策を含め、あらかじめ調整しておくことが重要です。
- ✓ 感染症対策のための衛生環境対策として必要な物資を整備することも重要です。
- ✓ 避難所で要配慮者の不安を取り除き、ニーズを把握するためには、情報を確実に伝達したり、コミュニケーションを確保することが求められます。パニックが起きてしまった際に落ち着くためのスペース(カームダウンスペース)の確保や、多様な情報伝達手段の用意なども含めて検討します。

事例 福祉施設における受入スペースの設定



新潟県上越市の特別養護老人ホーム 悠久の里では、「脱衣室」を受入場所として想定し、整備を進めています。

脱衣所は、バリアフリー化されており、室内に多目的トイレが整備されているほか、日頃は使われていないベッドが置いてあることから、受入れに適する場として計画されています。

◀ 特別養護老人ホーム 悠久の里 受入スペース

③「連絡体制」について検討・整理する

指定福祉避難所の開設・運営にあたり、市町の災害対策本部や関係各課と施設との間で行われる各種情報の連絡方法やタイミングなど連絡体制について検討します。

主に次のことについて、整理しておきましょう。

〈連絡体制について整理しておくこと〉

- i. 連絡窓口(誰が)
- ii. 連絡のタイミング(いつ)
- iii. 連絡手段(どのように)
- iv. 連絡内容・種類(何を)

指定福祉避難所を開設する段階から、市町・施設間での十分なやり取りが重要です！



i 連絡窓口(誰が)

連絡・調整を行う際の窓口となる、市町側の担当者・チーム等を明らかにします。特に、どの課が(誰が)施設に連絡するのか、どの課が施設側から連絡を受けるのか、連絡の流れを想定しながら定め、その担当を決めておきます。

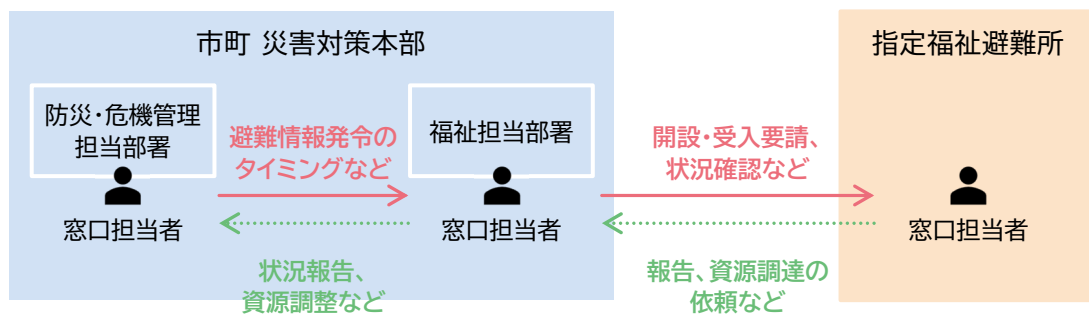


図2-3-1:連絡窓口と連絡の流れのイメージ

窓口を一つに絞ることで、情報の把握やとりまとめ、調整を行う役割が明確化され、円滑にやり取りを行うことにつながります。

ii 連絡のタイミング(いつ)

どのようなタイミングで連絡を行うかを決めておきます。開設時や移送時、人的・物的資源の過不足等の発生時、定期的な状況報告、閉鎖時など、連絡・調整を行うタイミングは多岐にわたります。

point



大雨時の連絡のタイミングなどは、十分な検討と訓練を！

- ✓ 大雨時等に市町が発令する警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された地域にある指定福祉避難所は、開設されることになるものと考えられます。この開設を円滑に行うための情報連絡のタイミングなどは、十分に検討し、定期的に訓練しておきましょう。

iii 連絡手段(どのように)

市町の災害対策本部や関係各課と施設との間で、連絡する手段について決めておきます。確実な連絡につながるよう、多様な手段を準備しておきます。多くの場合、メールや電話、FAX等を使って連絡します。関係職員によるメーリングリストを作成したり、SNS(グループチャット等)を活用することも有効です。



連絡しやすい方法で円滑なコミュニケーションを！

- ✓ 定期的な情報交換ができるよう、連絡会議等の機会を設ける方法をあらかじめ決めておきます。
- ✓ メールでの連絡のみの場合、相手に情報が伝わっていることを確認できないため、電話をする等、伝えたい内容が確実に伝わり、伝わっているかを確認するための工夫が必要です。

iv 連絡内容・種類(何を)

市町から施設に対し、どのような内容を連絡するかについて検討・整理します。

【連絡事項(3つ)】	【連絡内容の例】
① 依頼事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定福祉避難所の開設 ● 一般避難所等からの対象者の受入れ、緊急入所の調整 ● 移送のための福祉車両の貸出、施設職員の支援 ● 受入環境の整備 ● 指定福祉避難所の閉鎖 等
② 確認・調整事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の被災状況 ● 設備・ライフラインの状況 ● 受入れの状況 ● 緊急入所の必要性 ● 運営体制・人的資源の過不足 ● 物資・器材の過不足 ● 退所にあたっての本人・家族の意向 等
③ 共有事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町・エリア内の施設の状況

事例 要配慮者支援班の設置

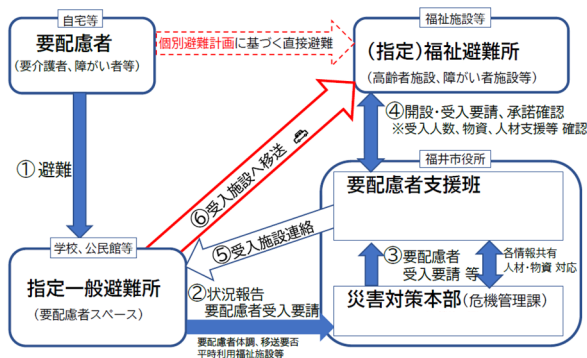


図2-3-2:福祉避難所 開設から受入までの流れ

福井県福井市では、福祉健康部が「要配慮者支援班」を組織し、班員の役割、施設との連絡・調整などの流れを整理しています。

災害時には、「要配慮者支援班長」が「班員」※を参集し、「要配慮者支援班」は、市の災害対策本部と福祉避難所(施設)との連絡や受入れ調整、物資・人材支援等を行います。

※「班員」構成所管課
福祉政策課、生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、健康管理センター、保険年金課、介護保険課

◀ 福井市 福祉避難所 設置・運営マニュアル(令和4年12月改定)

④「移送体制」について検討・整理する

一般の避難所等から指定福祉避難所への移送や、緊急的な入所施設などへの移送について、その手段やタイミングなど移送体制を検討します。主に次のことについて整理しておきます。

〈移送体制について整理しておくこと〉

- i. 移送手段(誰が、どのように)
- ii. 移送のタイミング(いつ)
- iii. 連絡調整の体制

原則、家族や支援者によって移送しますが、必要に応じて市や施設が支援する必要があります！



i 移送手段(誰が、どのように)

移送は、家族や近親者が、自家用車や自らタクシーを手配するなどして実施することが一般的に考えられます。そのため、家族や支援者の支援が得られない場合に、協力を依頼する人・団体や移送手段の調達先などについて検討しておきます。

移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉車両を活用 (避難先となる施設) ● 緊急車両 ● 福祉有償運送 ● ハイヤー・タクシー ● バス 等
------	---

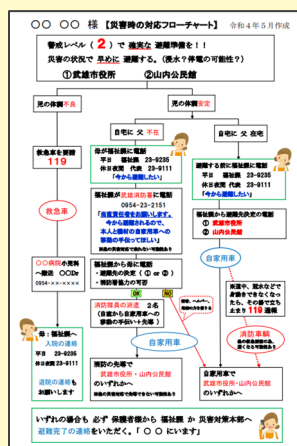
事例 市内にある福祉車両の活用

京都府福知山市では、社会福祉施設や福祉有償運送団体が所有する福祉車両を使い、あらかじめ市で養成し協力依頼をしている移送サポーターが同行して移送支援を行う仕組みを設けています。



要配慮者の状況や状態に合わせた移送手段の検討！

- ✓ 移送において、福祉車両が不可欠な人もいれば、通常の車両で移動可能な方もいるなど、移送の方法や必要な車両は要配慮者の特性や状態に応じて異なることも踏まえて検討します。



事例 事前調整を踏まえた緊急車両による移送

佐賀県武雄市では、医療的ケア児の災害時対応として、家族による移送を基本とするものの、状況によっては、消防車両での避難支援の仕組みを進めています。

この移送の考え方の整理は、本人の個別避難計画の作成を通して、計画化されています。

◀ 武雄市災害時の対応フローチャート

ii 移送のタイミング(いつ)

どのようなタイミングで移送を行うかを決めておきます。

特に大雨時では、移送中に土砂災害や浸水などに巻き込まれる可能性があるため、市町や気象庁等から発表される防災情報をもとに、安全に留意して移送できるタイミングを定めます。

point

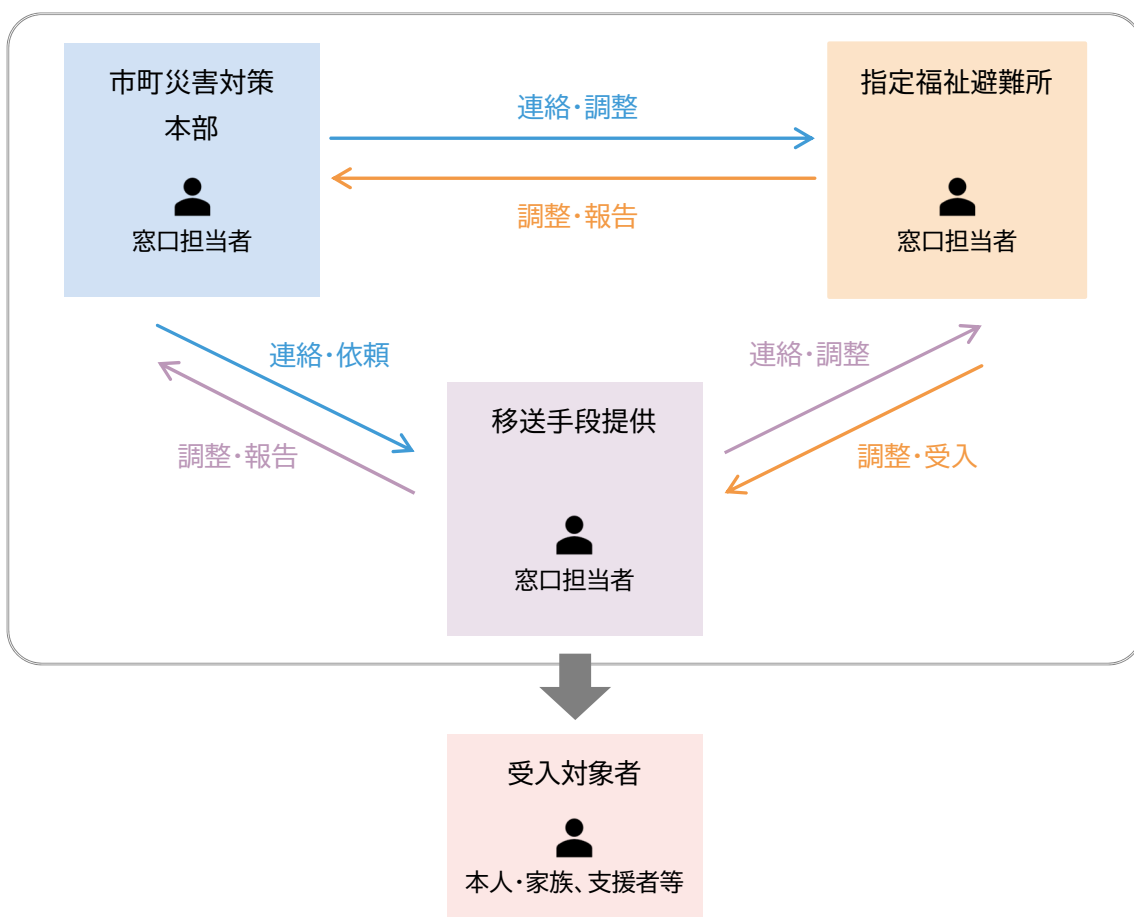


原則、警戒レベル3(高齢者等避難)で移送に着手！

- ✓ 市町が発令する警戒レベル3「高齢者等避難」は、「高齢者をはじめ、障害のある人などで避難に時間のかかる人は避難を開始してください」という避難を呼びかける情報で、自力で避難することが難しい方などの避難行動を開始するきっかけとなる情報の一つです。
- ✓ 警戒レベル4「避難指示」は、危険な場所にいる全ての人が避難する必要があります。

iii 移送調整の体制

移送に関する連絡・調整を行う際の窓口となる、市町側の担当者・チーム等を明らかにします。特に、どの課が(誰が)移送手段提供先と移送先に連絡し調整するのか、調整の流れを想定しながら定め、その担当を決めておきます。



⑤ 「支援人材」について検討・整理する

指定福祉避難所において、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保について整理・検討します。主に次の2つの事項について検討・整理しておきます。

〈支援人材について検討・整理すること〉

- i. 外部応援の仕組み
- ii. 地域内の支援人材・組織

平常時から支援人材を確保するとともに、災害時に不足する場合には、調整・調達します！



災害時に指定福祉避難所を運営する場合、施設においては、通常の入所者等への対応をしながら要配慮者の避難生活を支援することになり、当該施設の職員の負担が重くなるのが少なくありません。このため、早急に専門的人材を確保する必要があります。

i 地域内の支援人材や組織

県内や市町内の専門的人材の確保についても検討します。次に示す人・団体の例を参考にして、地域の支援人材を考えてみましょう。

【専門的人材の例】

- 看護師
- 保健師
- 介護福祉士
- 社会福祉士
- 精神保健福祉士
- 身体障害者相談員
- 知的障害者相談員

【連携を確保しておく団体の例】

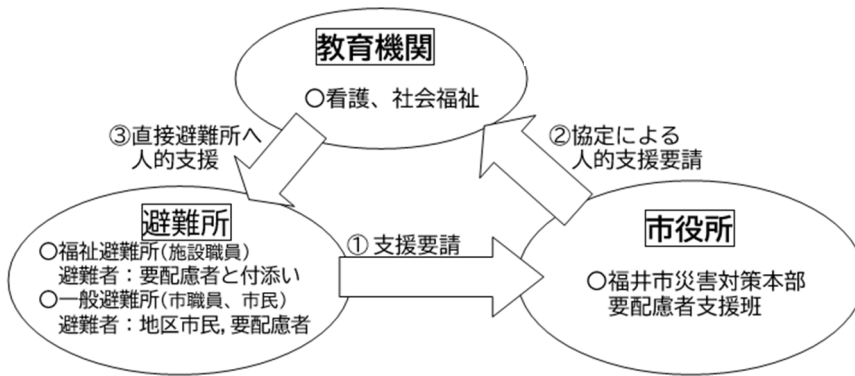
- 社会福祉協議会
- 社会福祉施設の職員・OB
- 障害者・高齢者等の支援団体
- 専門家・専門職能団体
- その他(専門学校・大学等)

事例 支援人材：福祉専門職OB・OGの活用

京都府福知山市では、福祉専門職のOB・OGなどを中心とした避難生活サポーターの養成・配置を進めています。サポーターの養成は、社会福祉協議会に委託をしています。

事例 支援人材:医療・介護系の専門学校や大学と協定締結による学生ボランティアの確保

福井県福井市では、医療・介護系の専門学校や大学との協定により、学生ボランティアの派遣を検討しています。地域住民や学生などにボランティアを依頼する際には、有資格者でないといけない支援があるため、区別する必要があることに留意します。



▲福井市災害時の人材派遣に関する協定について



公的施設を指定福祉避難所とする場合の支援人材も確保！

- ✓ 学校や公民館など、平常時に福祉施設ではない施設で指定福祉避難所を開設する場合は、災害時の指定福祉避難所の設置・運営などに関して、委託・支援を実現することが望めます。

ii 外部応援の仕組み

地域外などの外部からの応援の仕組みや体制について、把握しておきます。また、協力要請の手順等も確認しておきます。

【広島DWAT】

広島県では、広域的な災害時において、避難所などに派遣され要配慮者に対して福祉支援を行う専門職チームとして、災害派遣福祉チーム(広島DWAT)が組織されています。

- 要配慮者などの福祉ニーズの把握やスクリーニング、福祉避難所への誘導、日常生活上の支援、各種相談対応、環境整備などを実施します。
- 広島DWATの派遣にあたっては、市町から広島県にDWATの派遣を要請し、県が派遣調整等を行った上で、現地に派遣されることとなります。

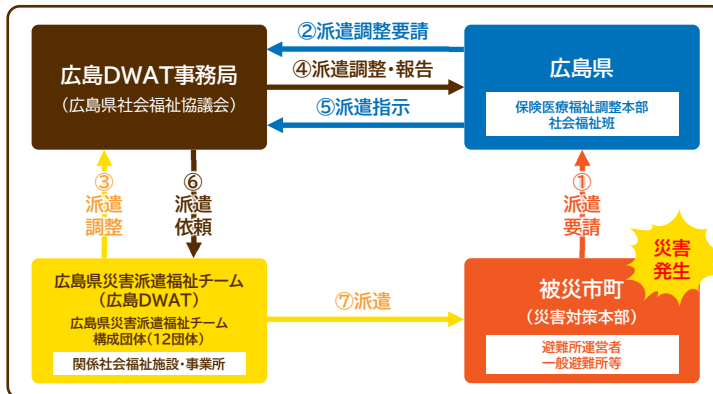


図2-3-2:広島DWATの派遣の流れ

⑥「物資・器材」について検討・整理する

指定福祉避難所の運営段階で必要となる物資・器材について検討するとともに、不足する物資・器材を調達し、提供する方法について検討します。次の3つの事項について整理しておきます。

〈物資・器材について定めておくこと〉

- i. 必要な物資・器材
- ii. 平常時における備蓄・保管
- iii. 災害時における調達・提供

平常時から物資・器材を確保するとともに、災害時に不足する場合は、調整・調達します！



i 必要な物資・器材

次の物資・器材の例を参考にして、必要な物資・器材を検討し、整理します。

施設の種別に応じた、必要な物資・器材の整理が必要となりますが、特に、医療的ケアに必要となる衛生用品などについては、保健・医療関係者の助言を得て、あらかじめ調整します。

【物資・器材の例】

- 介護用品、衛生用品、生理用品
- 飲料水、要配慮者に適した食料、毛布、タオル、下着(生理用ショーツを含む)、衣類、電池
- 携帯トイレ(主として洋式便器で使用)、ベッド、担架、パーテーション
- 補装具や日常生活用具等(車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等)
- 衛生環境対策等として必要な物資(マスク、消毒液、体温計、(段ボール)ベッド、パーテーション等)
- 介護、処置、器具の洗浄などで必要とする清潔な水



対象者の受入れや支援にあたり必要な物資や器材は、その受入対象者の状態や状況によって異なる場合があるため、施設の種別に応じた、必要な物資・器材の整理にも留意します。

参照 第6章-1「平常時におけるスペースの整備」(p.79)

【GL】 p.26(物資・器材の確保)

ii 平常時における備蓄・保管

運営段階で必要な物資や器材について、災害発生後すぐに調達することが困難である場合が少なくありません。このため、緊急的に必要になるものなど、平常時から一定程度の備蓄が求められるものについて検討します。

point



整備・保管の考え方も整理！

- ✓ 整備にあたっては、施設で保有し活用可能な器材等は活用をお願いした上で、不足・未整備な物資・器材を明らかにして市町において確保することが基本となります。
- ✓ 保管においては、市町の公的施設等で備蓄する方法と指定福祉避難所となる施設において、物資・器材の保管場所を確保してもらい、保管してもらう方法が考えられます。
- ✓ 要配慮者に各自で持参してもらう物資・器材がある場合は、事前に周知・調整しておきます。

iii 災害時における調達・提供

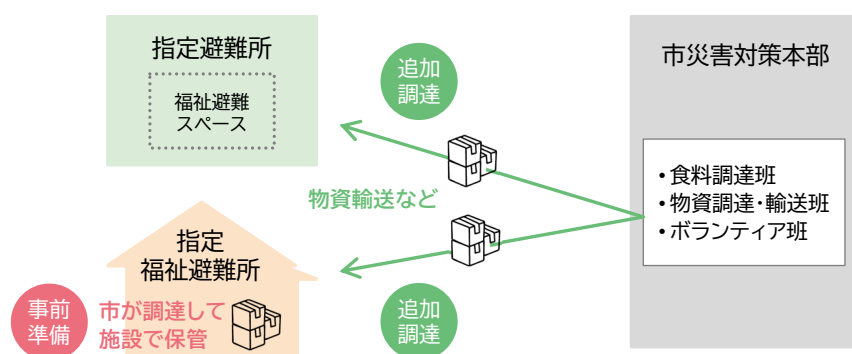
平常時の備蓄だけでは物資や器材が足りなくなった場合や、新たに必要となった物資・器材がある場合の調達・提供の方法を検討します。

事例 物資の購入・管理・保管を施設と市で分担して実施

新潟県上越市では、開設・運営に必要な食料や物資、器材の事前の調達、消費期限の管理は市が、保管は施設が行うこととしています。

災害時に物資などに不足がある場合は、不足する内容と数量などをとりまとめ、災害対策本部に調達を要請してもらいます。

市は要請に応じて、市の備蓄物資や救援物資、協定業者からの流通物資などによる調達を行います。施設が物資などを調達した場合は、その実費を市に請求することとしています。



◀ 特別養護老人ホーム 悠久の里 備蓄品の保管場所

【上越市の備蓄物資の例】

- 災害時要即席おかゆ
- レトルトカレー
- スープ
- 段ボールベッド
- レトルトごはん
- パンの缶詰め
- 飲料水

(3) 開設・運営にかかる費用の考え方の検討

「(2) 開設・運営に関する考えの検討」全般にかかる費用の考え方について、あらかじめ定めておく必要があります。

費用に関する次のことを検討し、定めておきましょう。

〈費用について定めておくこと〉

- i. 受入環境の整備にかかる費用
- ii. 移送にかかる費用
- iii. 支援人材の確保にかかる費用
- iv. 物資・器材の確保に係る費用

費用の考え方は、市町によって様々です。市町としての考え方を
持つておくことが重要です！



i 受入環境の整備にかかる費用

施設内の受入スペースのバリアフリー化など、受入環境の整備にかかる費用については、市町から施設へ補助しながら整備を進めるやり方があります。

国の財政措置を活用することも可能であるため、活用を検討しましょう。

福祉避難所の防災機能の強化や、空調、バリアフリー化等、福祉避難所の生活環境の改善に向けた機能の整備にあたっては、緊急防災・減災事業債等を活用することができます。

福祉施設等における避難路や電源設備等の嵩上げ、止水版・防水扉など豪雨災害対策に対して補助する場合にも、活用が可能です。

ii 移送にかかる費用

福祉有償運送やタクシーを利用して直接避難や移送を行う場合は、市町又は対象者が費用を負担します。対象者が支払った後、市町から対象者に助成する方法も考えられます。

事例 タクシーを使った避難への助成

山口県下松市では、避難行動要支援者が避難時にタクシーを利用した場合には、一般タクシーの場合は上限1,000円、介護タクシーの場合は上限2,000円を助成することとしています。

iii 支援人材の確保にかかる費用

指定福祉避難所の開設・運営にあたり、施設側が増員した分の人件費が発生した場合には、市町から施設に実費で支払う方法や、定額料金を定める方法があります。

iv 物資・器材の確保にかかる費用

施設が必要な物資・器材を購入して保管した場合や、災害時に施設が物資等を調達した場合には、市町から施設にその実費を支払う方法や、定額料金を定める方法があります。

事例 費用:モデル施設を指定し、費用算出を依頼

竹原市では、市内のモデル施設に算出を依頼し、福祉避難所の開設・運営にかかる費用として、合計435,000円を想定しています。人件費1,500円×時間×人数、食事代、日用品代を含み、財源は全国市長会の防災・減災費用保険を一部充当することを見込んでいます。(令和5年度時点)

事例 費用:日帰り/宿泊別に費用を設定

熊本県人吉市では、食事提供と介助者の確保を含む料金を想定し、介護保険事業によるサービス単価を参考に、日帰りの場合と宿泊を伴う場合に分けて整理しています。(令和5年度時点)

- 日帰りの場合:1人1日5,000円
- 宿泊を伴う場合:1人1泊7,000円
- 費用の対象範囲は、本人及びその家族(介助者)とする

point



災害救助法が適用された場合には、対象経費の実費を加算できる！

- ✓ 災害救助法が適用された場合には、指定福祉避難所の設置・運営にかかる対象経費の実費の支給を受けることができます。一般の避難所を設置した際の費用限度額である「1人1日あたり330円以内」に加え、次の対象経費の実費を加算できます。

【対象経費】

- おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費
 - 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用
 - 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費
- ✓ 特別養護老人ホーム、老人保健施設等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応することとされているため、災害救助法の対象ではありませんが、緊急かつ一時的に当該対象者が指定福祉避難所へ避難することを妨げるものではありません。

4. 施設との調整・協定締結等

指定福祉避難所の候補となる施設との間で、設置・運営について調整した上で、協定を締結します。既に協定を結んでいる場合は、実効性確保の観点から協定内容等を見直します。

(1) 設置・運営に関する調整

① 施設の受入体制に関する状況を確認する

指定候補となる施設の管理者等に対して、指定福祉避難所への避難対象となる要配慮者についての受入可能性を確認するとともに、可能な場合の受入対象者と場所、規模、受入基準や要件に対する充足性を明らかにすることを基本に、施設の受入体制に関する状況について確認・把握します。具体的には次の事項を確認します。

【主な確認事項】

- | | | |
|-------------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> 施設の種類 | <input type="checkbox"/> 所在地の自然災害リスク | <input type="checkbox"/> 受入可能な場所と広さ |
| <input type="checkbox"/> 福祉的支援機能 | <input type="checkbox"/> 建物の耐震性・耐水性 | <input type="checkbox"/> 非常用電源の状況 |
| <input type="checkbox"/> 入所・通所状況 | <input type="checkbox"/> 施設周辺のアクセス | <input type="checkbox"/> 連絡や支援に必要な設備・機材の状況 |
| <input type="checkbox"/> 運営体制・職員配置 | <input type="checkbox"/> 送迎に関するスペースや経路 | <input type="checkbox"/> 入所・通所者向け備蓄状況 |
| <input type="checkbox"/> 送迎輸送状況 | <input type="checkbox"/> 物資等の搬入等の経路 | |
| <input type="checkbox"/> 連携・協力機関・団体 | | |

② 施設の利用条件を設定する

施設の種類と所在地の災害リスクを踏まえ、当該施設で想定する受入対象者や開設条件(災害種別、人員体制を考慮し、どんなときに設置可能か)等の利用条件について、施設管理者等と協議の上、設定します。

point



日頃の利用状況を踏まえ、利用条件の整理！

- ✓ 「通所施設」の場合は、宿泊機能が備わっておらず、また夜間の対応を可能とする専門的な人材がいらない一方で、その施設が要配慮者の支援に大いに役立つ機能を有していることもあります。そのため、「通所施設」などは、災害時に「指定福祉避難所」としてどのように要配慮者を受入れるかを検討し、利用条件を整理しておくことが重要です。

③ 施設における受入可能場所および受入可能人数を設定する

市町であらかじめ整理した「環境整備」の考え方(p.32)などを踏まえて、当該施設の受入可能な場所と広さ、受入可能人数を整理し、施設管理者等と協議の上、場所及び利用規模(人数)を設定します。

point



家族を受入れるスペースも確認！

- ✓ 指定福祉避難所では、家族や支援者による介護・介助が必要となるため、支援を行う家族等を含めて、受入スペースや必要規模を整理する必要があります。

(2) 協定の締結

① 設置手続き、支援の内容・方法、費用負担などを確認する

施設管理者等との協議を経て整理した「市町と施設との役割分担」、「連絡や移送の体制」、運営上必要な「支援物資・機材や支援人員の提供」、「開設・運用にかかる費用」などの考え方を基に、災害時の「指定福祉避難所の開設・運営に関する協力」を依頼します。

② 施設と協定を締結する

災害時の指定福祉避難所の開設から閉鎖までの対応の流れについて相互理解を深めながら、市町側と施設側とで協定内容について検討・確認し、協定を締結します。この際、合意の得られた事項を協定書に文書化します。協定書に示す主な事項は次のとおりです。

【協定書の項目の例】

- | | | |
|--------------|----------|--------------|
| ● 受入対象者 | ● 物資の支援 | ● 想定する受入可能人数 |
| ● 開設・避難者の受入れ | ● 費用の負担 | ● 守秘義務 |
| ● 開設期間 | ● 対象者の移送 | ● 協議 |
| ● 管理運営・業務 | ● 人的支援 | ● 効力(協定期間等) |

point



協定内容を継続的に見直し、内容の強化・充実化を！

- ✓ 協定締結後は、定期的に施設を訪問するなどして、状況や協定内容を確認し、必要に応じて「内容の見直し」をすることが重要です。
- ✓ なお、「災害時の施設の利用」や「指定福祉避難所としての設置・運営」に関して、過去に社会福祉施設等と協議し、既に協定を結んでいるような場合は特に、改めて協定内容を確認し、避難の実効性確保の観点から内容を見直し、強化しましょう。

事例 協定書と委託契約書の締結

熊本県人吉市では、上記のような項目からなる協定書をもとに施設と協定を締結後、これとは別に、毎年「委託契約書」を締結しています。「委託契約書」の締結にあたっては、毎年、市の担当者が施設を訪問しながら、具体的な費用などの取り決めを確認し、契約を更新しています。

【委託契約書の項目】

- | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|
| ● 委託期間 | ● 支払等 | ● 権利義務の譲渡 |
| ● 実施施設 | ● 契約保証金 | ● 契約の解除 |
| ● 委託料(日帰りの場合/
宿泊を伴う場合) | ● 報告等 | ● 協議 |
| | ● 個人情報の保護 | |

5. 指定福祉避難所における直接避難の調整

直接避難による指定福祉避難所への受入れの実効性を高めるため、受入対象者を調整します。

(1) 受入対象者の確認

① 直接避難すべき者(希望者含む)を検討する

「1. 基本的な考え方の整理」を踏まえ、指定福祉避難所に直接避難すべき対象者について、検討します。具体的には、次のような方が考えられます。

【直接避難をすべき対象者の設定例】

- 本人の状態(程度含む)から、特に避難支援等を必要とする者(要介護度〇以上)
- 福祉専門職から指定福祉避難所に直接避難した方が良いと判断された者
- 個別避難計画の対象者で本人や家族が直接避難を希望する者



障害者等について、例えば知的障害者や精神障害者(発達障害者を含む)の中には、障害特性により急激な避難環境の変化に対応することが難しい場合があるなどから、平素から利用し、その環境に慣れている施設へ直接避難をしたいとの声があります。

② 直接避難すべき具体の対象者を抽出する

上記の検討結果を踏まえ、具体の対象者を抽出・整理します。整理にあたっては、避難の実効性や、本人の状態に適した受入先(施設の種類の等)を選定する必要などを踏まえ、次のような情報を明らかにしておきます。

【把握する情報】

- 住所
- 家族(同居の有無を含む)、支援者の状況
- 高齢者、障害者など必要な支援・配慮の違い
- 介護区分や障害の程度などの状態
- 介助者の状況(昼間・夜間)
- その他(必要な医療的ケアやそれに伴う電源の確保、衛生用品等、避難生活上の留意点を含む)
- 福祉サービスの利用状況
- 服薬状況

③ 直接避難すべき具体の対象者の避難先(受入対象施設)を検討する

抽出した具体の対象者に必要な支援やその状態を踏まえて、適した避難先となる受入対象施設を検討します。この検討においては、居住地と施設との距離など、施設の災害リスク等も踏まえて、候補を選定します。

point



本人を交えて、避難先を検討しましょう！

- ✓ 個別避難計画の作成プロセスなどを通して、本人や家族、支援者等の意向や意見を聞きながら、避難先を検討することで「直接避難」の実効性が高まります。
- ✓ この場合、避難先(施設)への移動の方法やタイミング、避難先に望まれる環境なども検討しておくことが重要です。

(2) 受入対象者の調整

① 対象者の受入れ希望を確認する

対象者本人やその家族との協議を通じて、受入れに関する希望を確認・整理します。この際、あらかじめ検討した避難先(候補)なども検討・調整します。

point



本人や家族(介助者を含む)の意向を踏まえて調整！

- ✓ 指定福祉避難所の受入対象となる者に該当すれば、誰でも直接、施設に避難できるわけではありません。直接避難にあたっては、本人の心身の状態や、本人・家族の意向を踏まえ、施設と事前に協議し、受入れることができる環境を整備する必要があります。
- ✓ 日頃から施設を利用している場合は、できるだけ利用経験のある施設との調整を図ることで、本人にとって馴染みのある施設に安心感を持って避難することができ、施設側にとっても、あらかじめ利用者の情報が分かっているため、具体的な受入準備を行うことができます。

② 対象者の受入れについて施設と調整する

受入対象施設に対して、直接避難する対象者本人の状態や、家族を含めた希望を伝え、受入れに関する調整を行います。

受入れにあたっての、市町・本人・施設による連絡や移送の体制や方法、指定福祉避難所での支援の体制等について、相互に意識合わせをします。

事例 個別避難計画の作成と合わせた施設との受入調整

竹原市では、本人・家族の希望に応じて、個別避難計画の作成に合わせて施設と打合せを行い、事前に受入れを調整しています。普段の利用者以外の方については、施設が本人の情報を把握していないため、事前に対応を協議することで、災害時には、どのような方を受入れる可能性があるのかが分かり、対応しやすくなっています。

6. 指定福祉避難所の公示・周知

施設管理者と調整し、受入対象者を特定した指定福祉避難所について、速やかに公示し、広く住民に十分に周知します。

(1) 指定福祉避難所の公示・周知

① 指定福祉避難所について公示する

災害対策基本法第49条の7、同施行令第20条の6第1号～第5号(p.26に記載)に該当する指定福祉避難所については、当該指定福祉避難所の施設管理者と受入対象者を調整の上、特定し、速やかに県に通知するとともに、公示することが義務付けられています。

公示にあたっては、次の情報と併せて公示します。

【公示する情報】

- 名称、所在地
- 受入対象者(受入れる被災者等を特定する場合に限り、その旨)
- その他市町村長が必要と認める事項



指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみが避難できる施設であることを公示します。

受入対象者を、「高齢者」や「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「市町で特定した者」など特定する場合の表記として、次のような場合が想定でき、対象者の状態や程度まで規定して記載することも考えられます。

表2-6-1:公示の例

名称	住所	受入対象者(※)	その他
特別養護老人ホーム○○○	×× *-*	高齢者	
○○高齢者福祉センター	×× *-*	市が特定した者	
障害福祉サービス事業所△△	×× * * * *	知的障害者、精神障害者	
□□センター	×× * * * *	妊産婦・乳幼児	
地区センター○○○○	×× * * * *	要配慮者	

※家族も受入対象とする

事例 施設の入り口への掲示



新潟県上越市では、施設の入り口に福祉避難所であることが分かるように掲示しています。

掲示には、「福祉避難所に直接避難できる人は、市が作成した個別避難計画に福祉避難所が指定されている方のみです」と記載し、「(市が特定したもの)」として、受入対象者を明確に示しています。

② 指定福祉避難所について周知する

指定福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報について、あらゆる媒体を活用し、また様々な機会を通じて、広く住民に周知します。周知の対象は全住民に及びますが、特に周知徹底したい対象と具体的な周知の方法として、次が考えられます。

【周知徹底する対象の例】

- 要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等など、対象者本人や身近な支援者・団体
- 災害対応機関や関係機関、医療・保健・福祉サービス提供機関・事業者等

【周知方法】

- 広報活動(広報誌やウェブサイト、SNS等の活用、チラシやパンフレット、ハザードマップの配布)
- 研修や訓練の機会(要配慮者に関する各種研修会や勉強会、ワークショップや図上訓練)



一般住民や要配慮者等への周知において、指定一般避難所等での避難生活が可能な避難者に対しては、受入対象としない旨が十分伝わるように留意します。

point



要配慮者が理解できるような工夫を！

- ✓ 要配慮者とその家族に対しては、個別避難計画において避難先を検討する機会等を通じて、指定福祉避難所とその受入対象者について周知するほか、日頃から要配慮者に接する機会のある民生委員や行政保健師、介護事業所、支援団体等を通じて、周知徹底を図ります。
- ✓ パンフレットやハザードマップ等の提供を通じて周知を行うにあたっては、点字、音声、イラストを用いたり、文字を大きくするなど、要配慮者の心身の状況に応じて、理解しやすいよう工夫します。

事例 チラシの作成



京都府京都市では、福祉避難所及び妊産婦等福祉避難所に関するチラシを作成し、市ホームページから誰でもダウンロードできるようにしています。

ホームページでは、「《皆様をお願いしたいこと》」として、熊本地震では、地震発生直後に一般の避難者が福祉避難所に殺到したため、福祉避難所が役割を果たせなかった事例があることを紹介し、一般の避難者と要配慮者の避難先が違うことへの地域住民の理解を促しています。

